

ルーマニア月報

2020年3月号

本月報はルーマニアの報道をもとに、日本大使館がとりまとめたものです。



令和2年4月10日
ルーマニア大使館作成

Embassy of Japan in Romania
<http://www.ro.emb-japan.go.jp>

主要ニュース

- 【内政】 ●大統領府は声明で、クツ新首相候補が、首相候補を取り下げたことを発表した。12日、議会において、クツ新首相候補の信任投票が実施される予定であった。
- ヨハニス大統領は、オルバン暫定首相（国民自由党（PNL）党首）を新首相候補に再指名した。
- ルーマニア議会上下両院合同会は、オルバン内閣の信任投票を行い、賛成283票、反対23票、棄権1票で、オルバン内閣は信任された。
- 新型コロナウイルスの状況を踏まえ、ルーマニアを緊急事態下に置く大統領令が発効された。
- 【外政】 ●新型コロナウイルスの感染拡大を受け、EU加盟国他から、多くのルーマニア国民が帰国した。
- 15日、入国後自宅等における14日間の隔離措置が義務づけられる「イエローゾーン」に日本も追加された。
- 【経済】 ●2月28日時点での欧州基金（2014～2020年）執行率は38%（約116億9,705万ユーロ）で、EU28か国平均の42%執行率を下回った。
- 2019年のGDP成長率は対前年比で+4.1%であった。（3月10日更新データ）
- 2020年2月のインフレ率は3.0%であった。
- 2020年2月末の財政収支は約82億9,750万レイ（対GDP比で0.73%赤字）であった。

内政

■ クツ新首相候補の首相候補取り下げ

・3-5日、議会各委員会において、クツ新内閣の大臣のヒアリングが行われた。チウカ国防大臣、オロス農業大臣、アレクセ環境大臣、ボデ運輸大臣、ストロエ青年スポーツ大臣は委員会から新任された。プレドイウ法務大臣、シュテファン公共事業・開発・行政大臣、ヘイウス財務大臣、ギョルギウ文化大臣、コスタケ保健大臣、アニシエ教育大臣、アレクサンドル労働大臣については委員会の信任を得られなかった。

・12日、ルーマニア大統領府は声明を発表し、クツ首相候補が、首相候補を取り下げた（si-a depus mandatul）ことを発表した。12日は、議会において、クツ新首相候補の信任投票が実施される予定であった。フロリン・ロマン下院PNL議員グループリーダーは、オルバン首相は、現在コロナウィルスの危機に真夜中まで対応しており、オルバン首相が中心になって政治力を結集し最後まで戦い続ける、と述べた。

・12日、ヨハニス大統領は会見を行い、クツ首相候補の候補取り下げという政治的決断については、これを尊重する、新型コロナウイルスのもたらした困難な状況を前に成熟した対応を示したもので、完全な権限を持つ内閣の組閣をするために議会の協力を強く要請する、と述べた。

■ オルバン新首相候補の指名

・13日、ヨハニス大統領は、大統領宮殿にて会見を行い、オルバン暫定首相（国民自由党（PNL）党首）を新首相候補に指名したと述べた。また、オルバン暫定政権に関し、暫定政権にもかかわらず非常に良く機能しており、我々は適時適切な措置をとってきた、と述べ、ルーマニアでのウイルス発症数の少なさが継続される旨の期待を示した。

■ オルバン「新」内閣の信任

・14日、ルーマニア議会上下両院合同会は、オルバ

ン内閣の信任投票を行い、賛成283票、反対23票、棄権1票で、オルバン内閣は信任された。これにより、オルバン内閣は、「暫定内閣」ではなく、完全な権限を有する内閣となった。

信任投票は、報道陣には公開されず、また、消毒した議場に議員が一名ずつ入場する形で6時間以上にわたり行われた。チョラク社会民主党(PSD)党首は、自らのFacebookへの投稿の中で、危機的な状況を踏まえてPSDはオルバン内閣に信任票を投じるが、投票後は完全に野党の立場に戻ると説明した。ポント・プロ・ルーマニア党首は、オルバン内閣に反対票を投じたことを明らかにした。

同日夜、ヨハニス大統領は記者会見を行い、オルバン新内閣の就任式が、大統領宮殿において、新型コロナウイルスの状況を踏まえた特別な体制下で行われたことを明らかにした。

■ コロナウィルス関連

・ルーマニア保健省は、先月末に開設した新型コロナウイルス相談専用無料電話回線や、緊急電話サービスを利用し対応を受け付けている。

・8日、政府は、9日12時以降23日までの、ルーマニア・イタリア間の全ての旅客機運航停止を発表した。

・13日午前現在での国内感染者数は70人になった。12日からの感染者はいずれも、イタリア、イスラエル、独から帰国した人々との接触者であった。隔離施設収容者数は2067名、自宅での隔離対象者は13745名になっている。

・12日、ルーマニアは、ハンガリー、ウクライナ、モルドバ、ブルガリアとの13の国境検問地点を閉鎖することを決定した。

・12日、オンブズマンは、声明の中で、ヨハニス大統領に対し、緊急事態宣言を行うよう要請した。

・13日、オルバン・ルーマニア首相は、PNLのキツァク議員の一国会議員のコロナウィルス感染が判明したを受けて、自身が14日間の隔離体制に入ることを明らかにした。同首相は、隔離中は、ヴィラLAC1(迎賓館)において、執務を続行する。オルバン首相は、全閣僚を含むPNLの常設局メンバーも全員隔離体制に入ることが義務づけられるが、暫定内閣は機能し続ける、と述べた。

・14日夜、ヨハニス大統領は、オルバン内閣の就任式を終えたことを発表する記者会見において、3月16日からルーマニアを緊急事態下に置く大統領令の発出を決定したことを発表した。同大統領は、「緊急事態(の大統領令)は、危機に取り組むための重要な財政支出を可能にするものであり、これにより、政府はより多くの予算を保健分野、医療分野、絶対に必要な医療機器への支出が可能になる。また、迅速且つ簡素化された手続きによる調達活動が可能になり、コロナウィルスの全般的な危機に最も効果的に対応するための必要な手段を政府が入手することが可能になる」と述べた。緊急事態は、ルーマニア憲法第93条に「特別な措置」として規定されている。

・15日夜、オルバン首相は、隔離先において約1時間半にわたり記者会見を行い、コロナウィルスの感染状況を踏まえた16日からの「緊急事態」に伴う新たな措置等についての説明を行った。同首相は、14日から完全な権力を持つ内閣が誕生し、コロナウィルス対策に全力を挙げ取り組んでいると述べた他、15日21時から、500人以上の感染者が出ている国からの入国者は14日間の自宅隔離措置をとる、と述べた。また、16日からの緊急事態の措置に関し、必要な設備、薬品の迅速な購入、保健施設や病院の能力強化、薬品やマスク、消毒剤等の値段の抑制、影響を受ける企業への支援、隔離用施設の接收等、真に必要な措置に限って実施していく、と述べた。

・16日、ヨハニス大統領は記者会見を行い、3月16日から30日間、ルーマニアを緊急事態の下に置くための大統領令への署名を行った。同日、緊急事態令は官報に掲載された。

緊急事態の大統領令は、即時に発効。30日間有効。即時に適用される措置と、段階的に適用される措置とがある。即時に適用される措置には、必要な資材と機材の徴用、医薬品や基本的食料や光熱費の価格の抑制、影響を受ける雇用者や労働者への手当、ストライキの禁止、裁判の停止や短縮化、学校の休校、フェイクニュースの取締まり、予算の再編等が含まれる。段階的に適用される措置には、町や地域の隔離、国境地点の段階的な閉鎖、交通の停止や行動制限、ホテルやレストランの閉鎖、医薬品等の供給調整等が含まれる。

・17日夜、ヴェラ内務大臣及びアラファト緊急事態総局長(内務次官)等で構成される戦略コミュニケー

シヨングループは会見を行い、新たな措置を発表した。主なものは、レストラン、バー、カフェ、ホテル等における食料品や飲料品を提供する営業の禁止や、3月18日18時以降14日間、ルーマニア・スペイン間の全商業旅客機の停止の他、ルーマニア・イタリア間の商業旅客機の停止措置の3月23日以降14日間延長など。

・18日、CFR（ルーマニア国鉄）は、ハンガリー政府が外国籍の者に対し国境を閉鎖する措置をとったことを受け、ルーマニアとの国境を通過するブダペスト・ブラショフ間、ウィーン・クルージュ間の鉄道の運行一時停止、並びに、3月19日から4月16日間の国内の鉄道の運行一部削減を発表。同日、メトロレックス（当国地下鉄運営機関）は、乗客数の状況を見ながら、15%～20%の地下鉄の本数削減を行うと発表した。

・21日、ヴェラ内務大臣は記者会見を行い、新型コロナウイルス対策に係る、新たな外出制限、外国人の入国規制を含む措置を、「軍事令(ordonanta militara) 第2号 21.03.2020」として発表した。同措置は、同日（21日）中に官報に掲載された。

・24日、ヨハニス大統領は記者会見を行い、25日から日中の外出制限の義務化を含む新たな措置を同日中に軍事令により発出することを発表。

・24日夜、ヴェラ内務大臣は記者会見を行い、発出について先に大統領が発表していた軍事令（「2020年3月24日付COVID-19の拡散防止措置に関する軍事令第3号」）により規定される新たな移動制限措置等について発表した。また、同軍事令は、同日中に官報に掲載された。要点は以下のとおり。

●ルーマニア国内における、全日にわたる移動制限

●ルーマニアへの入国者は全ての者が隔離下へ。

●仏、独との間の商業旅客機が14日間全面停止。

・24日、保健省公衆衛生局は、入国後の規制措置対象国リストを更新し、レッドゾーン（施設における14日間の隔離）にイタリア、フランス、ドイツ、スペイン、米国、イラン、イエローゾーン（自宅等における14日間の自主隔離）に上記以外の全ての国とすると発表した。効力は25日0時から発生した。

・タロム航空は、25日12時以降国内線全ての便運航を14日間停止すると発表。これにより、既に緊急事態宣言発出下で全便停止を発表していたブルーエア

に加え、国内線の事実上ほぼ全ての商用旅客機運航が停止となった。

・29日、ヴェラ内務大臣が記者会見を行い、新たな軍事令第4号発出を発表した。これにより、COVID-19への感染有無未確認を理由に、救急病院や病院に来院した患者の入院を断ってはならないこと、医療関係者は人材が不足する他の病院への派遣の可能性がありその派遣の拒否はできないこと、コンスタンツァ CFR 病院を国防省医療局指揮下に置くこと、緊急事態期間中の救急車サービスを内務省緊急事態総局の管理下に置くことなどが示された。また、外出規制の調整（商店や薬局での65歳以上への優先的なアクセスの時間帯指定等）や、アパートタイプの住居における消毒用品の完備徹底（31日以降）、緊急事態期間のエネルギー・水道・暖房・ガス・下水道料金等の上限（同令官報発出日価格）設定等が指示された。

・30日夜、ルーマニア政府は、新たな軍事令第5号、及び6号を相次いで発表した。これにより、スペイン及びイタリアとの間の商用航空便発着停止措置の延長や、施設及び自主隔離の遵守に係る罰則の強化、新型コロナウイルス最大感染地となっているモルドバ地方スチャヴァ県のスチャヴァ市及び周辺8つの村の封鎖（第6号により）が発表された。これにともない、CFRはスチャヴァ県出入りのための乗車券販売を制限した。

■ 早期選挙に関する緊急政令に関する違憲判断

・12日、憲法裁判所は、先月末にオンブズマンが憲法裁判所に対し起こした、オルバン第一次内閣が発出した早期選挙に関する緊急政令26/2020号が違憲であるとの判断を示した。憲法裁判所によれば、登録した投票所以外での投票を可能にする規定、及び国会選挙と地方選挙を同日に実施できるように定めた規定が、憲法に違反するというもの。

■ 保健大臣の交替

・26日、オルバン首相は、コスタケ保健大臣の辞任と、後任へのタタル保健省次官指名を発表した。報道によれば、コスタケ大臣がブカレストで全市民の検査を行う等と発言したことが議論を招いたとされている。新大臣に指名されたタタル次官は、病院経営にも携わった元外科医で、国民自由党（PNL）ヴァスルイ県

支部長。昨年12月より保健省次官に就いている。

■ 地方選挙

- ・6日、オルバン暫定首相は、地方選挙開催のための協議に関し、各党首の招集を呼びかけた。これに対し、8日、社会民主党（PSD）は、同協議の法的根拠のなさと、コロナウイルスに係る協議の緊急の必要性とを指摘し、地方選挙に関する協議の延期を提案した。
- ・10日、オルバン暫定首相及びクツ新首相候補率いる地方選挙開催のための協議が開催され、6月28日が最も可能性の高い開催日との見通しを示した。本協議にPSDは不参加であった。
- ・15日、翌日に発表が予定された緊急事態の大統領令に鑑み、オルバン首相は地方選挙開催を9月まで延期する見通しである、と報じられた。
- ・27日、オルバン首相により、地方選挙開催のための議会協議の招集が再度かけられた。これは、新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、社会民主党（PSD）、ルーマニア救出同盟（USR）、ハンガリー人民民主同盟（UDMR）、国民の運動党（PMP）ら多くの党から選挙開催延期への賛同が示されていた背景を考慮したものと見られている。フノール・UDMR党首は、非人為的大災害においては、本地方選挙の10月までの延期決定も法的に認められるとの見解を示した。

■ 世論調査

- ・IMASによる支持政党調査（1月13-31日、1,007名を対象に実施）

国民自由党（PNL）	47.4%
社会民主党（PSD）	20.6%
ルーマニア救出同盟（USR）	12.4%
ハンガリー人民民主同盟（UDMR）	4.7%
プロ・ルーマニア	3.8%
自由統一連携党（PLUS）	3.4%
自由民主主義同盟（ALDE）	3.2%
国民運動党（PMP）	1.8%
- ・CURSによる支持政党調査（1月20-30日、1,229名を対象に実施）

国民自由党（PNL）	37%
社会民主党（PSD）	26%
ルーマニア救出同盟・自由統一連携党	14%

プロ・ルーマニア	6%
ハンガリー人民民主同盟（UDMR）	5%
自由民主主義同盟（ALDE）	4%
国民運動党（PMP）	4%
PER	3%
その他	1%

- ・CURSによるブカレスト市長選挙に関する候補者への信頼度調査（1月23日-2月6日、1,067名を対象に実施）

ガブリエラ・フィレア現市長（PSD）	40%
バセスク元大統領（PMP）	29%
ニクショール・ダン（USR）	26%
ラレシュ・ボグダン（PNL）	23%
ヴラド・ヴォイクスク（PLUS）	22%
ヴィクトル・ポンタ（プロ・ルーマニア）	19%

■ その他

- ・2日、ピンテア元保健大臣が、収賄の疑いで逮捕された。

外政

■ EU関連

- ・16日、欧州委員会は、EU域外市民のEU域内への入域を、30日間停止するとして、新たなガイドラインを提示。同日夕刻行われた欧州委員会のオンライン会議に、ヨハニス大統領も参加し、EUの外部との国境措置につき協議した。（当該時点でのルーマニアのEU域外との一部の国境（ウクライナ、モルドバ共和国、セルビアとの間）は開放されていた。）ルーマニア外務省もこれを承認する声明をプレスリリースで発表し、新型コロナウイルスの蔓延による緊急事態への対応として次のような特別な国境管理対策がとられることとなった。
 - EU市民・非EU市民に関わらず、全ての人はシェンゲンエリアを越える際、種々の検査・確認を負わなければならない。
 - EU加盟国は、新型コロナウイルスの症状乃至はそれと同類の公共衛生に脅威となり得るものを持つ第三国国民に対し、入国を拒否する責

任を持つ。

- 効果的であると認められる場合、隔離や検疫など、入国拒否に代わるその他の対応策も採られ得る。
- 如何なる対応策も、均整がとれ且つ非差別的でなくてはならない。

・上記の決定を受けて、ヨハニス大統領は、欧州委員会に「EU 市民保護メカニズム」を活動化させ、「人道的回廊」の設置の必要性を訴えた。これは、国境封鎖措置や、入国後の隔離措置などのために、加盟国乃至は非加盟国からの自国への帰国を望むEU市民に対し、帰還の途を特別に設けるもの。

・17日、ヨハニス大統領は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と電話会談を行い、EU域外との国境封鎖（幾つかの例外を含む）に関する欧州委員会の決定につき、賛同の意を表明した。

・これらを受け、21日、ヴェラ内務大臣は、国境地点を越えた非ルーマニア国民のルーマニアへの入国を、22日午後10時から禁止する旨発表した。例外は、ルーマニア国民の家族、EU加盟国及びスイス国民でルーマニアに居住する者、ルーマニア居住権を持つ者、国際機関、軍事関係者、医療・人道目的で入国する者、その他外交・領事関係者など。

・26日、ヨハニス大統領は、欧州委員会のオンライン会議に出席。今回でコロナウイルスに関するオンライン会議は3回目の開催となった。優先的議題は、ウイルスの感染の拡大食い止め対策、医療物資の供給、抗COVID-19ワクチンの開発、社会・経済的な影響とその拡大の停止。ヨハニス大統領は、からの更なる資金供給を要請し、また、ルーマニア国民の加盟国からの帰還措置や、物資、食料の流入・展開への協力を呼びかけた。欧州委員会は、人工呼吸器、マスク、その他の防護服などの、合計1千万ユーロの対ルーマニア支援を決定した。

・27日、オルバン首相は、新型コロナウイルスの感染拡大により、これまで20万人を超えるルーマニア人がEU加盟国から帰国した、と述べた。

■ 米国関連

ルーマニア月報

・24日、ルーマニア政府は、帰国後14日間の施設における隔離措置が義務付けられている「レッドゾーン」の改訂を発表し、これまでの伊、仏、西、独、イランに加えて、米国が新たに右カテゴリーに含まれた。

■ 中国関連

・30日、社会民主党（PSD）所属の地方政府の首長の何名かは、中国政府に対し、医療従事者のための防護服の供給を要請する書簡を送った。イスラエル政府にも同様の書簡が送付された。報道によると、地方への医療物資供給が十分でないこと、また、地方政府の首長は、非常事態について協議する委員会に含まれていないことを批判している。

■ 周辺国関連

【コロナウイルスに係る国境措置関係】

・17日、アウレスク外務大臣は、「人道的回廊」につき、シーヤールト・ハンガリー外貿大臣と電話会談を行い、ハンガリーからルーマニアへの入国を引き続き開放する要請を行った。17-18日、ルーマニア国境警察によると、ハンガリーによって開放された人道的回廊をとおして、同日夜に3000人のルーマニア人がルーマニアに入国した。多くは、オーストリア・ハンガリー国境で足止め状態になっていた者。

・18日、オルバン首相とアウレスク外務大臣は、それぞれ改めてハンガリー政府と協議を行い、回廊の開放を要請した。これにより、ハンガリーは、18日の午後12時（ハンガリー時間）から全ての通行者を許可し、以降は、1日午後9時から午前5時までの間、ルーマニアへの入国を許可した。国境では、30kmに及ぶ車列が生じていることが報じられた。ルーマニア政府は、この他、EU加盟国間ではポルトガル、マルタ、非加盟国間ではモロッコ、エジプトとの対応も同様に進める意を発表した。

・24日、内務省傘下の戦略コミュニケーショングループは、18日以降、ハンガリーとの国境地点で、46,800人のルーマニア国民がルーマニアに入国したと発表。（また、同様の帰還措置をイタリア、スペイン、チェコ、モロッコ、モンゴル、日本、シンガポ-

ル、米、エジプト、ヨルダン、マルタ、リトアニア、ポルトガルとの間で進めていると発表。)

【難民関係】

・4日、ヴェラ内務大臣は、トルコとの国境における難民問題への支援のため、25トン、合計105万レイの物資を送ることを決定したと発表。物資は、テントやブランケット、ブーツ等。

・5日、アウレスク外務大臣は、1日にデンディアス・ギリシャ外務大臣と電話会談を行い、ギリシャはトルコとの国境における難民問題を適切に対処していく事を約束した、と述べた。

【その他】

・25日、欧州や近隣各国の在ルーマニア大使館の開館時間や活動の制限が相次いで報じられた。

■ 軍事・安全保障関係

・3日、チウカ国防大臣は、難民流入の問題にルーマニアは用意ができており、と述べ、脅威は存在しないと述べた。

・18日、ルーマニア外務省は、北マケドニアのNATO加盟プロセスが批准され完結したことを歓迎する旨を発表した。

経済

■ 新型コロナウイルス関連

(1) ルーマニア政府経済政策等

・21日、以下の緊急政令等が発効。(1)経済・財務予算措置に関する緊急政令第29号、(2)新型コロナウイルス感染拡大により決定される疫学的状況下での社会的保護のための法的規範改正に関する緊急政令第30号、(3)緊急事態下での親の休暇に関する法律第19/2020号の適用に関する政府決定。

・30日、アレクサンドゥル労働・社会保障大臣(以下「労働大臣」)は、緊急政令第30号に続き、技術的失業補償に関する緊急政令第32号承認を発表。翌31日、2つの緊急政令に関し、追加的決定発表(ウイルスにより経済的打撃を受けた事業者と、ウイルス拡大を受け発効された政府の規制対策により経済活動を一時停止させられた事業者の区別廃止等)を行った。

・23日、ダンカ首相府官房長官は、緊急事態下で自身の活動を阻害された自然人又は自営業者に対し、最低賃金(グロス)(2230レイ/月)レベルの手当を支給予定である旨等発言。

・25日、ヨハニス大統領は会見において、①予算再編(保健部門への予算支出、コロナウイルスの影響による対失業者救済措置)及び②銀行ローンの支払い9ヶ月延期措置の緊急政令、の二つの措置導入を発表。

(銀行ローン支払いについては、26日の緊急政令で最大9ヶ月間の延期が可能となった後、30日の緊急政令官報掲載時に修正が施され、支払い延期に際する延期期間の追加的利息は除外された。)

(2) ルーマニア経済情勢等

・2020年のルーマニアのGDPにつき、ING銀行は6.6%減、オーストリアのErste Group(ルーマニアBCR所有)は4.7%減と予測。財政赤字は、対GDP比7.3%まで広がる見込みを発表。

・ルーマニアの飲食店産業は新型コロナウイルスの影響で2020年売上が70億レイまで半減する可能性がある。

・30日、アレクサンドゥル労働大臣は、年金が支払われなくなる危険性は無い、年金と社会保障の資金は予算に組み込まれており、前倒しでの提供も試みていと述べた。(なお、2019年末時点での年金生活者は、約515万7千人で、平均年金額は1,292レイ。)

・30日、ボロシュ欧州基金大臣は、技術的失業補償金(約3億ユーロ)と、医療機器(約3億5千万ユーロ)資金は、欧州基金から補填される予定であると述べた。

・30日、ルーマニア銀行協会は、銀行ローン支払延期措置について、資源の不公平な配当を招き、経済復興に打撃を与える、と批判。

(3) 企業活動関連

・ダチアは、3月19日から4月5日までミオヴェニ工場の操業停止を発表。フォードも、3月19日から数週間、クライオバ工場の操業停止を発表。

・ダイムラーは、セベシュにある同子会社スター・アセンブリー社でのトランスミッション生産を停止。

・ドラクスルマイヤー(独自動車部品メーカー)は、

サトウ・マーレ、ピテシュ、ティミショアラ、フネドアラ、ブラショフ各市での生産停止を決定。

・23日、レオニ・グループ（独自動車用ケーブルメーカー）は、欧州一部工場を閉鎖し、欧州各地で短時間労働勤務措置導入。同社はアラド市、ビストリツァ市、ピテシュ市他に工場。

・ミシュラン・ルーマニアはフロレシュティ市の工場に続きザラウ市（当国北西部サラジュ県）での生産停止も決定。

・25日、バイオ製薬会社のAbbVie Romaniaは、Unifarm社（当国保健省傘下国営企業）をとおして保健省に対し、新型コロナウイルス感染者治療のため、4,000箱の抗ウイルス薬を寄付。保健省発表の「ホワイトプラン」によると、寄付された薬は全国の10の病院に配布された模様。

・31日、米製薬会社Gileadの開発したコロナウイルス治療薬Remdesivirの、ルーマニアにおける試験が承認されたと発表。（30日、ラフィラ・ルーマニア微生物学会会長及びWHOルーマニア代表は、数週間以内のルーマニアでの同治療薬試験開始見込みを発表していた。）

・ヒドロエレクトリカ社（当国国営水力発電会社）は7つの緊急救命病院への経済支援1,000万レイを行うと発表。

・31日、BRD銀行の筆頭株主であるソシエテ・ジェネラル欧州ビジネスサービス社（仏ソシエテ・ジェネラルグループ）は、医療機器購入のため、10万ユーロを救命協会（Asociatia Daruieste Viata）に寄付。

・29日、ボデ運輸大臣は、今後EUレベルの決定次第で、タクシー業や都市間交通手段の抑制を含む更に厳しい措置も発動される可能性に言及。

・31日、PwC社発表によれば、緊急事態の大統領令発効以降、ルーマニア全企業の37%が全面的乃至は部分的な活動停止状態。

（4）対ルーマニア支援

・20日付け在ルーマニア欧州委員会代表部 facebookによると、COVID-19対策のため、ルーマニアは欧州委員会より約10億ユーロ受領予定。内訳は、4億8300万ユーロ（事前に支払いを受けていたが未使用のため

本来返還すべき額）及び6億3700万ユーロ（元々他のプロジェクトに割当て予定だったものをCOVID-19関連に振替え）。医薬品、検査キット購入、医療環境改善等に向けられる予定。

・26日、ヨハニス大統領は会見で、同日の欧州理事会ビデオ会議に言及、疫病対策物資のEU共通の購入手続きの早急な調整が肝要との見方を示した。また、医療物資の戦略的備蓄につき、ルーマニアは欧州委員会から最初にこのような備蓄を認められた国であり、最初の段階として、1,000万ユーロを上限としたマスク、防護服、人工呼吸器のEUとしての購入が行われる旨述べた。

・在ルーマニア中国大使館は、ブカレスト市内の病院に対し、マスク、防護服、殺菌剤、手袋を寄贈。

・22日、戦略コミュニケーショングループは、Unifarm社（ルーマニア保健省傘下国営企業）が韓国の生産業者との間で、2百万の分子診断検査キット（リアルタイムPCR）取得に係る枠組み契約を締結した旨発表。

・26日及び28日に各々、韓国からNATOの輸送機でコロナウイルス用防護服10万着等の医療用品45トンが到着。これら備品は緊急事態総局を通じてルーマニア政府が購入、必要に応じ保健省、内務省チームに配布。

・23日、Rompetrol-KMG Internationalは、緊急医療輸送用の燃料の寄贈及びCOVID-19検査キット2500個購入のための支援等を行うと発表。

・25日、国際赤十字は、OMVペトロム社のスポンサーで、迅速な検査を可能とする10台の検査機器および、300個の検査キットを提供。これにより、新たに7,200人の感染検証が可能となった。機器は一台約120万ユーロ。

■公共政策

・欧州基金省は、2020年2月28日時点での欧州基金（2014～2020年）執行率を38%（約116億9,705万ユーロ）と発表。EU28か国平均（42%）を下回った。（欧州基金省）

■財政政策

・公共財務省は、2020年2月末のルーマニアの財政収支は約82億9,750万レイ、対GDP比で0.73%の赤字であったと発表。2019年12月末の財政収支は約483億20万レイ、対GDP比4.64%の赤字、2018年12月末の財政収支は約273億3,630万レイ、対GDP比で2.88%の赤字であった。(公共財務省)

■金融等

・2日、2月末の外貨準備高は358億3,000万ユーロ(1月末の355億500万ユーロから増加)、金準備高は103.6トンで不変。(BNR)

・30日、BNRは、政策金利を年率2.50%から2.0%に引き下げることと決定。中銀貸出金利は3.50%から2.50%に引き下げ、中銀預入金利は1.50%で据え置くことを決定。

・16日、2020年1月末の経常収支等について次のとおり発表。

(1) 経常収支は1億4,900万ユーロの赤字。(前年同期：3億2,200万ユーロの赤字)。

(2) 外国直接投資(FDI)は、4億5,100万ユーロ。(前年同期：4億9,900万ユーロ)。

(3) 中長期対外債務は、2019年末から6.3%増加し、773億1,400万ユーロ(対外債務全体の70.3%)。

(4) 短期対外債務は、2019年末から1.9%減少し、326億1,400万ユーロ(対外債務全体の29.7%)。(BNR)

■労働・年金問題等

・3日、INSは、2020年1月末の失業率は2019年12月から0.1%減少し、3.9%(季節調整後)と発表。

・5日、INSは、2019年第4四半期の1時間あたり平均人件費は対前四半期比で0.27%減少し、対前年同期比で12.03%増加したと発表。

・13日、2020年1月の平均給与(グロス)は、5,225レイ(約1,089ユーロ)で、対前月比で240レイ(-4.4%)減少し、平均給与(手取り)は

3,189レイ(約664ユーロ)で、対前月比で151レイ(-4.5%)減少した。なお、平均給与(手取り)が最も高かった業種は、プログラミング、コンサルティング及び関連活動分野(7,478レイ、約1,558ユーロ)で、反対に最も低かったのはHORECA分野(1,803レイ、約375ユーロ)である。(為替レート：1ユーロ=4.8レイ)(INS)

・31日、2019年の1時間あたり平均人件費はユーロ圏で31.4ユーロ、EU28か国で27.7ユーロであった。なお、最も低かった国はブルガリア(6.0ユーロ)、ルーマニア(7.7ユーロ)、リトアニア(9.4ユーロ)。最も高かった国はデンマーク(44.7ユーロ)、ルクセンブルク(41.6ユーロ)及びベルギー(40.5ユーロ)。(ユーロスタット)

■格付(2020年4月10日付)

Fitch 外貨建長期(国債) BBB- (安定的)
自国通貨建長期 BBB (安定的)

S&P 外貨建長期 BBB- (安定的)
自国通貨建長期 BBB- (安定的)

JCR 外貨建長期 BBB (安定的)
自国通貨建長期 BBB+ (安定的)
(内はアウトルック)

■マクロ経済

(特に記載のない限り、対前年比又は前年同期比、季節調整後、出典は国家統計局INS)

【1月分統計】

(1) 鉱工業

	12月	1月
工業生産高	▲6.9%	▲3.1%
工業売上高(名目)	8.5%	6.0%
工業製品物価指数	3.9%	4.7%
新規工業受注高(名目)	8.1%	3.5%

工業製品物価指数が加速。工業売上高(名目)及び新規工業受注高(名目)が減速。

(2) 販売

	12月	1月
小売業売上高 (自動車・バイクを除く)	8.3%	9.4%
自動車・バイク売上高	2.3%	4.2%
小売業売上高 (ユーロスタット)	ユーロ圏 1.3%	ユーロ圏 1.7%
	EU28か国 1.9%	EU28か国 2.1%

自動車・バイク売上高が若干加速。

なお、1月の小売業売上高(ユーロスタット)対前年同月比では、ルーマニア(+11.0%)が最も増加し、次いでハンガリー(+7.6%)及リトアニア(+5.5%)。

(3) その他

建設工事	12月	1月
	29.6%	44.5%

大幅に加速。

(4) 輸出入

	12月	1月
輸 出	€48億2,650万 (4.9%)	€56億9,210万 (3.3%)
	RON230億5,820万 (7.6%)	RON271億9,810万 (5.2%)
輸 入	€65億9,500万 (4.5%)	€70億1,510万 (3.4%)
	RON315億620万 (7.2%)	RON335億1,920万 (5.3%)

【2月分統計】

・消費者物価指数

	1月	2月

全体	3.60%	3.05%
食料品価格	4.75%	4.09%
非食料品価格	2.68%	2.04%
サービス価格	4.01%	3.84%
消費者物価指数 (ユーロスタット)	ユーロ圏 1.4%	ユーロ圏 1.2%
	EU28か国 1.7%	EU28か国 1.6%

2月の消費者物価指数(ユーロスタット)対前年同月比では、イタリア(0.2%)、ギリシャ(0.4%)、ポルトガル(0.5%)が最も低い。

【その他統計】

・10日、ルーマニアの2019年のGDPは対前年比で+4.1%増加した。2019年の第4四半期のGDP成長率は対前年同期比で+4.3%(季節調整前)、+4.2%(季節調整後)であった。2019年4四半期のGDP成長率は対前期比で1.5%増加した(INS)

・11日、ルーマニアの2020年2月のインフレ率は3.0%であった。統一消費者物価指数(HICP)に基づいて計算された年率は2.8%であった。(INS)

・12日、EU28か国の2月末のインフレ率は1.2%で(1月末:1.7%,前年同期:1.6%)。EU28か国で一番高い水準であったのはハンガリー(4.4%)、ポーランド(4.1%)、チェコ(3.7%)であった。ルーマニアは2.9%であった。(ユーロスタット)

我が国との関係

・15日、入国後の規制措置対象国リストが更新された。新型コロナウイルス感染者数が500名を超える国は、入国後自宅等における14日間の隔離措置が義務づけられる「イエローゾーン」に含まれることとなり、日本も追加された。(その後24日に再度リストが更新され、レッドゾーン国以外のすべての国はイエローゾーン国となった。)